



事 務 連 絡  
平成 2 2 年 8 月 6 日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める  
揭示事項等の一部改正について

「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」（平成18年厚生労働省告示第107号。以下「揭示事項等告示」という。）については、平成22年厚生労働省告示第325号をもって改正されたところですが、その概要は下記のとおりですので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いします。

### 記

- 1 「揭示事項等告示」の別表第2に収載されている医薬品については、平成22年9月1日以降は保険診療において使用できないこととしているが、一部の医薬品について、医療機関における在庫の状況等を踏まえ、この使用期限を平成23年3月31日まで延長するものであること。
- 2 1により揭示事項等告示の別表第2に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区 分 | 内 用 薬 | 注 射 薬 | 外 用 薬 | 歯科用薬剤 | 計   |
|-----|-------|-------|-------|-------|-----|
| 品目数 | 1 9   | 1 8   | 1     | 0     | 3 8 |

- 3 1により揭示事項等告示の別表第3に収載されている全医薬品の品目数は、次のとおりであること。

| 区 分 | 内 用 薬 | 注 射 薬 | 外 用 薬 | 歯科用薬剤 | 計     |
|-----|-------|-------|-------|-------|-------|
| 品目数 | 1 5 9 | 6 2   | 2 9   | 0     | 2 5 0 |

( 参 考 )

揭示事項等告示

別表第3 (平成23年3月31日まで)

| No |     | 薬価基準名                  | 成分名        | 規格単位           |
|----|-----|------------------------|------------|----------------|
| 1  | 注射薬 | ㊦ フェンタニル注射液0.1mg 「三共」  | クエン酸フェンタニル | 0.005% 2mL 1 管 |
| 2  | 注射薬 | ㊦ フェンタニル注射液0.25mg 「三共」 | クエン酸フェンタニル | 0.005% 5mL 1 管 |